

みやぎ食品衛生自主管理認証制度（みやぎHACCP）要綱

（目的）

第1 この要綱は、HACCP（危害分析・重要管理点方式）の普及と定着を図り、さらに、自主的な衛生管理の推進により、食品の安全性を向上させることを目的とする。また、宮城県内（仙台市を除く。）の食品の製造、加工及び調理等を行う施設（以下「食品製造等施設」という。）が食品衛生法施行条例（平成12年宮城県条例第33号、以下「条例」という。）第3条で規定する別表第2による衛生管理を行うための指標として活用するものとする。

（認証等の定義）

第2 この要綱において、「認証」とは、食品の製造、加工又は調理等を行う工程で知事が定めた基準以上のHACCPの手法に基づく衛生管理を実施していると認められる施設について、知事が認証する行為をいう。

2 この要綱において、「認証ステップ1」とは、特定の食品の製造、加工又は調理等を行う工程で、微生物学的危害要因を分析しHACCPの手法に基づく衛生管理を実践している評価段階をいう。

3 この要綱において、「認証ステップ2」とは、特定の食品の製造、加工又は調理等を行う工程で、条例第3条で規定する別表第2と同等以上の衛生管理を実践している評価段階をいう。

4 この要綱において、「認証ステップ3」とは、当該施設で取得している特定の許可（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく許可）又は登録（食品衛生取締条例（昭和30年宮城県条例第27号）第3条に基づく登録）業種で製造、加工又は調理する全ての食品（許可及び登録が不要である食品については、当該施設で製造、加工又は調理する全ての食品）の製造、加工又は調理等を行う工程で、条例第3条で規定する別表第2と同等以上の衛生管理を実践している評価段階をいう。

5 この要綱において、「プレミアム認証」とは、認証ステップ3の評価段階に加えて、さらに自主的衛生管理項目を実践している評価段階をいう。

（認証の基準）

第3 知事が定める認証基準（以下「認証基準」という。）は、別記第1のとおりとする。

（認証の申請手続）

第4 認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）は、みやぎ食品衛生自主管理認証（更新）申請書（様式第1号。以下「認証申請書」という。）により管轄する保健所（支所）長を経由して知事に申請するものとする。

2 認証申請者は、前項の規定による申請にあたり添付した評価基準採点票の項目を別記認証基準に定める期間実践した後、そのことをみやぎ食品衛生自主管理認証実践申出書（様式第

2号。以下「実践申出書」という。)により保健所(支所)長を経由して知事に申し出るものとする。

(認証の決定等)

第5 保健所(支所)長は、第4又は第10の規定による認証申請書又は認証変更申請書及び実践申出書、第9の規定による認証申請書を受理したときは、速やかに食品衛生監視員に当該申請に係る食品製造等施設を調査させるとともに、その結果を添えて知事に副申するものとする。認証基準に適合せず、再調査の必要があると認めた場合は、食品衛生監視員に再調査させた上で副申するものとする。ただし、第10の(1)のうち評価段階を下げる場合、(2)のうち営業等の種類を削除する場合、(3)のうち特定の食品を削除する場合にあっては食品衛生監視員による調査を省略し知事に進達するものとする。

2 知事は、前項の規定による副申を受けた場合は、その適否を審査し、認証基準に適合していると認めるときは、認証申請者に対してみやぎ食品衛生自主管理認証書(様式第3号。以下「認証書」という。)を交付するものとし、認証基準に適合しないと認めるときは、当該申請者に対して認証できない旨及び理由を通知するものとする。

(認証の公表)

第6 知事は、第5により認証を受けた施設(以下「認証施設」という。)について、県及び保健所(支所)のホームページ等で公表し、広報に努めるものとする。

(認証の表示)

第7 認証を受けた者(以下「認証者」という。)は、評価段階に応じて次に掲げるものに認証マーク(様式第4号)を表示することができる。ただし、(2)から(7)までについては、認証ステップ3又はプレミアム認証に該当する認証施設のみ表示できるものとする。

- (1) 認証を受けた食品の包装又は容器
- (2) 認証施設
- (3) 認証施設の従事者の名刺
- (4) 認証施設で発行する広報物
- (5) 認証施設のホームページ
- (6) 認証施設の営業車
- (7) その他知事が認めるもの

2 認証者は、表示にあたり、みやぎ食品衛生自主管理認証表示開始申出書(様式第5号。以下「表示開始申出書」という。)により管轄する保健所(支所)長を経由して知事に申し出るものとする。

3 保健所(支所)長は、前項の規定により表示開始申出書を受理したときは、速やかに知事に進達するものとする。

4 認証者は、第11の(3)の規定による廃止、第11の(4)の規定による辞退、第14の規定

による取消があった場合、その日から表示を行ってはならない。

- 5 認証者は、自らが該当する評価段階と異なる表示をしてはならない。
- 6 認証者は、様式第4号を改変して使用してはならない。
- 7 前3項に掲げるもののほか、不適切な表示があった場合、知事は認証者に対しその表示を中止させることができる。

(認証の有効期間)

第8 認証の有効期間は、第5第2項の規定による認証の決定の日から6年とする。

- 2 前項の有効期間は、認証者の申請により更新することができる。

(認証の更新手続及び決定等)

第9 認証の更新を受けようとする認証者は、有効期間の満了する日の3か月前までに、認証申請書を管轄の保健所(支所)を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 更新の申請に基づく認証の更新の決定等は、第5の規定を準用するものとする。

(認証の変更申請)

第10 次に掲げる事項について認証の変更を受けようとする認証者は、みやぎ食品衛生自主管理認証の変更申請書(様式第6号。以下「認証変更申請書」という。)及び実践申出書を、管轄する保健所(支所)長を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 評価段階の変更
- (2) 営業等の種類の変更及び追加
- (3) 特定の食品の変更及び追加

(変更又は廃止の届出)

第11 認証者は、次の各号のいずれかに該当するときは、みやぎ食品衛生自主管理認証変更(廃止)届(様式第7号)により速やかに管轄する保健所(支所)長を経由して知事に届出するものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名(法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地)を変更したとき。
- (2) 施設の名称を変更したとき。
- (3) 認証施設を廃止したとき。
- (4) 認証を辞退したとき。

(立入調査等の実施)

第12 知事及び保健所(支所)長は、この要綱の実施のために必要があると認めるときは、食品衛生監視員に認証を受けた施設に立入らせ、認証者に対し、その業務に関する報告を求めさせ、認証に関する帳簿、書類その他の物件を調査させ、及び関係者に質問させることが

できる。立入調査等の結果、保健所（支所）長が当該施設に対し改善の指導が必要であると認めるときは、速やかに知事に報告するものとする。

（改善の指導）

第13 知事は、第12の規定による立入調査等の結果、認証の基準に適合していないと認めるときは、当該認証者に対して、改善を指導することができる。また、必要に応じ当該認証者から改善報告書の提出を求めることができる。

（認証の取消）

第14 知事は、認証者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

- (1) 第13の指導に従わないとき。
- (2) 正当な理由なく第10又は第11の届出を怠ったとき。
- (3) 申請の内容に虚偽があったとき。
- (4) 本要綱の適正な運用を著しく妨げる行為があったとき。

2 前項の規定により認証を取り消された者は、当該取消の日から1年を経過しなければ新たに認証を受けることができない。

（認証の特例）

第15 総合衛生管理製造過程承認制度、対米輸出水産食品取扱認定、対EU輸出水産食品取扱認定、ISO22000、FSSC22000、SQF等、HACCPの手法に基づく認証等を受け1年以上経過している場合にあつては、そのことを証する書類の写しを添付の上、第4第1項の規定による認証の申請を行うことができる。この場合において、第4第2項の規定による実践申出書の提出は省略することができる。認証申請書を受理した保健所（支所）長は、第5の規定による知事への副申にあたり、食品衛生監視員による調査を省略することができる。

（所 管）

第16 この要綱に基づく事務は、環境生活部食と暮らしの安全推進課が行うものとする。

（補 則）

第17 この要綱に定めるもののほか、認証に当たって必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要綱が施行されたとき認証を受けている施設は、認証書の有効期限を満了するまでの間、改正後の認証ステップ 1 の認証施設と見なす。

この要綱が施行されたとき登録を受けている食品製造等施設の長は順次認証の手続きを行うものとし、この要綱の施行された 5 年後までに認証を受けない場合にあってはその登録を失うものとする。公表、取消、変更等の事務は、この要綱の規定を準用し行うものとする。

別記第 1 認証基準 (第 3 第 2 項関係)

認証ステップ 1

次の項目を全て満たしていること。

- 1 別記第 2 の 1 「施設・設備項目」及び 2 「衛生管理項目」の必須項目がそれぞれ満点であること。さらに、許可又は登録施設にあっては、当該業種に係る施設基準に適合すること。
- 2 特定の食品について、別記第 2 の 3 「HACCP に関する項目」のうち、認証ステップ 1 における項目を全て実施していること。
- 3 前 2 項について、3 か月以上継続して実施していること。
- 4 食品衛生法、食品表示法、食品衛生取締条例又はかきの処理に関する取締条例に基づく命令若しくは処分を過去 1 年以内に受けたことがないこと。

認証ステップ 2

次の項目を全て満たしていること。

- 1 別記第 2 の 1 「施設・設備項目」及び 2 「衛生管理項目」の必須項目がそれぞれ満点であること。さらに、許可又は登録施設にあっては、当該業種に係る施設基準に適合すること。
- 2 特定の食品について、別記第 2 の 3 「HACCP に関する項目」のうち、認証ステップ 2 における全ての項目を半年以上継続して実施していること。認証ステップ 1 の認証施設にあっては、当該認証を受けた際の項目を半年以上継続して実施し、かつ、認証ステップ 2 における全ての項目を 3 か月以上継続して実施していること。
- 3 食品衛生法、食品表示法、食品衛生取締条例又はかきの処理に関する取締条例に基づく命令若しくは処分を過去 1 年以内に受けたことがないこと。

認証ステップ 3

次の項目を全て満たしていること。

- 1 別記第 2 の 1 「施設・設備項目」及び 2 「衛生管理項目」の必須項目がそれぞれ満点であること。許可又は登録施設にあっては、当該業種に係る施設基準に適合すること。
- 2 特定の許可又は登録業種で製造、加工又は調理する全ての食品（許可及び登録が不要の食品にあっては当該施設で製造、加工又は調理する全ての食品）について、評価基準の

3 「HACCPに関する項目」のうち、認証ステップ3における全ての項目を半年以上継続して実施していること。認証ステップ1又は認証ステップ2の認証施設にあっては、認証を受けた際の項目を半年以上継続して実施し、かつ、申請の時点で認証ステップ3における全ての項目を3か月以上継続して実施していること。

3 食品衛生法，食品表示法，食品衛生取締条例又はかきの処理に関する取締条例に基づく命令若しくは処分を過去1年以内に受けたことがないこと。

プレミアム認証

次の項目を全て満たしていること。

- 1 別記第2の1「施設・設備項目」及び2「衛生管理項目」の必須項目がそれぞれ満点であること。さらに、許可又は登録施設にあっては、当該業種に係る施設基準に適合すること。
- 2 認証ステップ3の認証を受けてから半年以上経過し、その間評価基準の3「HACCPに関する項目」のうち、認証ステップ3における全ての項目を継続して実施していること。
- 3 評価基準の4「プレミアム認証に関する項目」のうち、5項目以上を3か月以上継続して実施していること。
- 4 食品衛生法，食品表示法，食品衛生取締条例又はかきの処理に関する取締条例に基づく命令若しくは処分を過去1年以内に受けたことがないこと。